

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／  
データ・生成AIの利活用に係る先進事例に関する調査」  
に係る公募要領

(2024年6月28日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

I o T推進部

ポスト5Gプロジェクト推進室

## 【受付期間】

2024年6月28日～2024年7月29日正午 アップロード完了

## 【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/tblwqmc2q511>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

## 【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／データ・生成AIの利活用に係る先進事例に関する調査」に係る公募について

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

1. 件名

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／データ・生成AIの利活用に係る先進事例に関する調査」

2. 調査概要

(1) 調査の目的・内容

生成AIは、従来のAIでは不可能だった、様々な創造的な作業を人間に代わって行える可能性があることから、産業活動・国民生活に大きなインパクトを与えられ、ポスト5G時代のキラーアプリケーションとしても位置づけられる。

生成AIの開発や利活用を推進する上では、データを保有する企業等（以後、データホルダー）のデータをいかに活用するかが重要である。現状、諸外国と比較して日本はソフトウェアエンジニアがデータホルダーに少ないため、生成AIの開発・利活用を進めていく上では、データホルダーと生成AI開発者の連携が重要となる。一方、データホルダーが生成AI開発者にデータを提供する際に発生しうる個人情報やプライバシーといった権利侵害や悪用等に対する警戒感が存在すること、また、データ提供に対する収益還元モデルが確立していないこと等の課題があり、生成AIの開発・利活用が十分に進んでいない状況もある。そこで、生成AI利活用に向けて、データホルダーと生成AI開発者の連携における課題を明らかにし、その解決手法の仮説とその実証を通じて調査を行う。

また、生成AIの利活用においては、例えばコンテンツ業界の一部においてはデジタル技術を活用しないことを前提とした商慣習が残存している、製造業においては各社のデータを共有する仕組みが存在しない、業界によっては自身の業務を代替されるといった不安感がある、等の課題があり、個別業界全体での生成AIの利活用が進んでいない状況がある。そこで、生成AI利活用に向けて、個別業界の特性に応じて業界全体で解決すべきと考えられる課題を明らかにし、業界全体での横展開の観点も踏まえつつ、その解決手法の仮説とその実証を通じて調査を行う。

本業務の詳細な内容等につきましては、「仕様書」を参照してください。

(2) 実施期間

NEDOが指定する日（2024年度）から原則1年とします。

(3) 予算規模

調査類型1：9億円以内、採択数は原則1件とする。

調査類型2：6億円以内、採択数は原則1件とする。

なお、不必要な支出や非効率な支出がなく効率的なものであるかを含めて審査するため、合理的に積算を行うこと。

3. 応募要件

次の a. から d. までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- c. NEDOが調査／事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- d. データ、既存モデルの知財を侵害しない取組であること。

調査類型1の調査事業は、「仕様書」に記載する「生成AI開発者」と「データホルダー」が連携する形で実施すること。ただし、必ずしも両者が本調査事業の共同提案者もしくは再委託先等の実施体制に入る必要は無い。

一方、調査類型2の調査事業は、対象とする個別業界内の他の複数企業と連携する形で実施すること。ただし、本調査事業の共同提案者もしくは再委託先等の実施体制に必ずしも入る必要は無い。

なお外注費、再委託及び共同実施の額は、原則として委託先との契約金額の50%未満とすること。

#### 4. 応募方法

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

##### (1) 提出期限

2024年7月29日(月) 正午 アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式Xをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをXで確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

##### (2) 提出先 web入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/tblwqmc2q511>

##### (3) 提出方法

- a. 「4.(2) 提出先」のWeb入力フォームで以下の①～⑰を入力いただき、⑱⑲に提出書類をアップロードしてください。⑱にアップロードするファイルは、PDF形式で1ファイルのみ、⑲でアップロードするファイルは提出書類毎(全てPDF形式)に作成し、一つのzipファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル(PDF、zip等)にはパスワードは付けないでください。提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を提出してください。提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

##### ■入力項目

- ①調査名
- ②代表法人番号(13桁)
- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名

- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑩調査目標
- ⑪提案する方法の内容（要約）
- ⑫調査課題（要約）
- ⑬調査実績（要約）
- ⑭提案額
- ⑮共同提案法人名（複数の場合は列記）
- ⑯利害関係者
- ⑰初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑱提出書類（提案書）（(4) 提出書類のうち提案書を PDF 形式にしてアップロード）
- ⑲提出書類（その他）（(4) 提出書類のうち提案書以外をアップロード）

※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。上記入力項目のうち、①調査名、③代表法人名称、⑮共同提案法人名をNEDOから採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑯利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がありますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を御記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇  
 〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇  
 〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

- b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。
  - ・ ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 研究開発計画
  - ・ 2024年度実施方針
  - ・ 公募要領（委託）
  - ・ 仕様書
  - ・ 提案書類
  - ・ 契約に係る情報の公表について

- ・ 提案書の様式（別紙 1）
- ・ N E D O 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別紙 2-1）
- ・ N E D O 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（高秘匿の調査事業用）（別紙 2-2）
- ・ 業務実施者研究経歴書の記入について（別紙 3）
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について（別紙 4）
- ・ PMS 利用申請\_事業者情報（委託）（別紙 5）
- ・ 業務委託契約標準契約書
- ・ （案）ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業（データ戦略）に関する特別約款※  
※公募期間中に制定予定です。

#### （4）提出書類

##### a. 提案書

提案書の記載に当たっては、提案書の様式（別紙 1）を参照し、日本語で作成してください。

##### b. 添付書類

提出書類（その他）として、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- A) 会社経歴書（N E D O と過去 1 年以内に契約がある場合を除く）
- B) 直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書）  
※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。
- C) N E D O 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別紙 2-1、2-2）及び対応エビデンス
- D) 全業務実施者の研究経歴書（CV）（別紙 3）
- E) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について（別紙 4）
- F) PMS 利用申請\_事業者情報（委託）（別紙 5）
- G) N E D O が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）、業務委託契約約款及び特別約款の内容に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）、業務委託契約約款及び特別約款について疑義がある場合は、その内容を示す文書を添付してください。
- H) 提案書は、日本語で作成していただきますが、提案者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものである場合は、参考としてその原文の写しを添付してください。

#### （5）提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案は、一企業等の単独、又は複数企業等の共同のいずれでも結構です。
- ・ 部分提案（調査内容の一部のみを実施する提案）は受け付けませんが、委託先選定に係る審査の結果、調査範囲を指定し、複数者に委託する場合があります。
- ・ 再委託を行う場合には、提案書に、「再委託の理由及びその内容」を御記載ください。
- ・ 国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。
- ・ 委託先選定に係る審査は、受理した提案書類、添付資料等に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募書類に不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOにて破棄いたします。

## 5. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についてのオンライン説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。説明会への参加は任意となりますが、応募を予定される方は可能な限り出席してください。参加を希望される方は、2024年7月4日17時までに、以下の登録フォームより、氏名、メールアドレス、法人名を入力の上、お申込みください。

開催日時：2024年7月5日（金） 13:00-15:00

開催形式：オンライン（Microsoft Teams） ※参加申込された方へ個別に URL をご案内いたします。

申込先：登録フォーム

<https://events.teams.microsoft.com/event/6669190d-ab81-4e05-b364-bfaf692db81d@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

## 6. 委託先の選定

### (1) 審査の方法について

以下の審査基準に基づき、外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

### (2) 審査基準

調査類型1：生成AI開発者等とデータホルダーの連携に係る先進事例の調査

大項目	小項目	審査のポイント
提案内容の評価	仕様書との合致性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容は本調査事業の目的（※）と合致しているか。</li> <li>（※）生成AI利活用に向けて、データホルダーと生成AI開発者の連携における課題を明らかにし、その解決手法の仮説とその実証を通じ調査する</li> </ul>
	提案された実施内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データホルダーと生成AI開発者の連携において、データ提供に際して発生しうる課題が明らかにされているか。</li> <li>・ 課題に対する解決手法の仮説が適切であり、実現可能な提案であるか。</li> <li>・ データホルダーと生成AI開発者の連携に向けた実証は、解決手法の有効性を調査するものとなっているか。</li> <li>・ データホルダーに対して、データを提供するメリットが与えられるような内容か。</li> <li>・ 提案内容が具体的であり実現可能性は十分か。提案者以外の関係者の調査事業へのコミットが得られているか。</li> </ul>

	提案された実施内容の波及性	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題が解決されることにより、データホルダーと生成A I 開発者の連携が促進され、他のデータホルダーや生成A I 開発者に波及すると考えられるか。</li> <li>生成A I 開発者とデータホルダー側へのヒアリングが十分なされており、提案内容は妥当なものとなっているか。</li> <li>提案内容が具体的であり実現可能性は十分か。提案者以外の関係者の調査事業へのコミットが得られているか。</li> </ul>
	技術レポートの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術レポートの内容が、具体的に考えられているか。他の日本の生成A I 開発者とデータホルダーにとって有益なものか。調査を通じて発生した事項について、課題や対応を含め、網羅的に記載するものとなっているか。</li> </ul>
	積算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算の範囲内の積算額が提示されており、かつ調査の内容から判断して妥当な積算となっているか。</li> </ul>
実施体制	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>生成A I 開発者について、生成A I の十分な知見と開発実績を有しているか。</li> <li>生成A I 開発者とデータホルダーを仲介する事業者が参加する場合について、その事業者の実績は十分か。</li> </ul>
	実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>生成A I 開発者とデータホルダーが連携して実施する体制となっているか。また、両者の連携は実効的であり、提案内容を遂行するに足る体制となっているか。</li> <li>データホルダーが有するデータが、社会的有益性が大きく、そのデータをAI に活用することがポジティブな影響をAI 開発全体に与えるか。</li> </ul>

調査類型2：個別業界全体における生成A I の利活用に係る先進事例の調査

大項目	小項目	審査のポイント
提案内容の評価	仕様書との合致性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容は本調査事業の目的（※）と合致しているか。</li> </ul> <p>（※）生成A I 利活用に向けて、個別業界の特性に応じて業界全体で解決すべきと考えられる課題を明らかにし、業界全体での横展開の観点も踏まえつつ、その解決手法の仮説とその実証を通じ調査する</p>
	提案された実施内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別業界の特性に応じて業界全体で解決すべきと考えられる課題が明らかにされているか。</li> <li>課題に対する適切な解決手法の仮説が立てられており、データの有効的な利活用を含め、生成A I の利活用が個別業界全体で促進されるような提案となっているか。</li> <li>課題に対する解決手法の仮説が適切であり、実現可能な提案であるか。</li> <li>提案内容が具体的であり実現可能性は十分か。提案者以外の関係者の調査事業へのコミットが得られているか。</li> </ul>
	提案された実施内容の波及性	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別業界の他の事業者にも広がるような内容になっているか。対象とする業界の他の事業者にも広くヒアリングがなされており、個別業界全体の事業者にも波及すると考えられるか。</li> <li>提案された課題が解決されることにより、業界全体の事業者にも波及すると考えられるか。</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務効率化や付加価値の向上の観点から、対象とする業界全体における生成AI利活用によるインパクトは大きいのか。</li> <li>・ 提案内容が具体的であり実現可能性は十分か。提案者以外の関係者の調査事業へのコミットが得られているか。</li> </ul>
	技術レポートの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術レポートの内容が、具体的に考えられているか。他の事業者にとっても有益なものか。調査を通じて発生した事項について、課題や対応を含め、網羅的に記載するものとなっているか。</li> </ul>
	積算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の範囲内の積算額が提示されており、かつ調査の内容から判断して妥当な積算となっているか。</li> </ul>
実施体制	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象とする業界における生成AIの利活用に係る専門性を有しているか。</li> </ul>
	実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別業界内の複数企業が連携する体制となっているか。また、その連携体制は実効的であり、提案内容を遂行するに足る体制となっているか。</li> </ul>

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業・トライくるみん認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

### （3）委託先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名（再委託先・共同実施先含む）をNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

#### c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

## 7. 留意事項

### （1）秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額、実施期間及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## (2) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。なお、本調査事業では、業務委託契約約款に加え、研究開発計画及び仕様書の内容を担保する「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(データ戦略)に関する特別約款」を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

## (3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。詳細は『ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について』を御覧ください。

## (4) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス（詳細は別紙2）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。（仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。）

## (5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※1 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください。（経済産業省ウェブサイト）  
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)
- ※2 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください。（NEDOウェブサイト）  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について  
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。  
また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (6) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3 「研究不正指針」についてはこちらを御参照ください。(経済産業省ウェブサイト)

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4 「研究不正機構達」についてはこちらを御参照ください。(NEDOウェブサイト)

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降

2～10年間)

- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3年間)

- iv. 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. N E D O は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

- c. N E D O における研究不正等の告発受付窓口

N E D O における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： [helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

#### (7) RA (リサーチアシスタント) 等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA (リサーチアシスタント) 等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、N E D O と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

#### 【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

#### (8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添の「契約に係る情報の公表について」のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトにて公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

#### (9) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型\*に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります\*。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時まで、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

#### （10）知財マネジメント

本プロジェクトは、NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

詳細は、こちらを御参照ください：NEDOウェブサイト

（全般）[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other\\_CA\\_00002.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other_CA_00002.html)

（基本方針）<https://www.nedo.go.jp/content/100971432.pdf>

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

NEDOは、開発テーマ又は開発テーマを構成する研究項目ごとに知財委員会を委託先に設置し、知財委員会において、研究開発成果に関する論文発表及び特許等（以下、「知財権」）の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じて、知財権の実施許諾に関する調整等がなされるよう、助言・指導を行います。

#### （11）データマネジメント

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。

NEDOの事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other_CA_00003.html)

#### 8. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先までE-mail でお願ひします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

I o T推進部 ポスト5Gプロジェクト推進室 藤本、本間、関、秋元、片桐

E-mail : [post5g\\_koubo\[at\]ml.nedo.go.jp](mailto:post5g_koubo[at]ml.nedo.go.jp)

[at]を@に変えてください。

#### 9. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本調査に限りません。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyuu.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html)